特別清算開始

令和８年（ヒ）第１号

京都府福知山市篠尾新町四丁目１番地の１
清算株式会社　株式会社アイトシステム
代表清算人　船岡　亮太

１　決定年月日　令和８年７月１７日

２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

京都地方裁判所福知山支部

特別清算協定認可

令和８年（ヒ）第１００２号

長野市アークス１０番１０号
清算株式会社　株式会社林部本店
代表清算人　　櫻　井　伸　浩

１　決定年月日　令和８年７月２１日

２　主文　次の協定を認可する。

協定

第１　通則

１　利息・遅延損害金の免除

清算株式会社は、協定債権のうち利息債権及び遅延損害金については、本協定認可決定確定時に協定債権者から全額免除を受ける。

２　弁済の場所及び端数の処理

（１）本協定に基づく弁済は、協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。

（２）割合弁済の結果生じる1円未満の端数は切捨てる。

第２　担保権付債権並びに一般債権及び劣後債権

１　定義

一般債権

一般債権とは、協定債権のうち第３に定める関係者債権、利息債権及び遅延損害金請求権に該当しないものをいう。

２　弁済及び免除

（１）弁済原資

清算株式会社の保有現預金から清算結了までに発生し又は発生することが見込まれる一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権及び特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権の合計額を控除した残額を弁済原資とする。

（２）弁済

清算株式会社は、一般債権者に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１ヶ月以内に、弁済原資より、清算株式会社の各一般債権の債権額に応じて按分して弁済する。

書面による計算報告